

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（陸上クレーン）
発生日時	平成31年3月15日 12時05分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第2区の企業専用岸壁 名港東大橋橋梁灯（C1灯）から真方位032° 1,050m付近 （概位 北緯35° 03.7′ 東経136° 53.1′）
事故の概要	貨物船はいぱーえこは、着岸作業中、陸上クレーンに衝突した。
事故調査の経過	平成31年4月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 はいぱーえこ、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142926、向島ドック株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 後部マストに曲損 陸上クレーン なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約1.62m
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、鋼板約1,500tを積載し、企業専用岸壁に入船右舷着けの予定で、船長の操船により着岸作業中、海面上約20mの高さの後部マストが海側に振り出された陸上クレーンのブーム下端に敷設されたワイヤーロープに衝突した。 本船の喫水は、船首約3.7m、船尾約4.4mであった。 船長は、着岸作業前、陸上クレーンのブームが岸壁から海側に振り出されているのを認め、代理店担当者に同ブームを格納するよう要請したものの、同担当者から本船の満載状態のエアドラフト（水面から船体最高部までの高さ）であれば、マストが陸上クレーンのブームに当たることはなく、本船の着岸に支障はないとの回答があったので、同ブーム下でも着岸作業が可能と思い、同作業を開始した。
分析	本船は、着岸作業中、陸上クレーンのブームが岸壁から海側に振り出されていたことから、後部マストが同クレーンのブーム下端に敷設されたワイヤーロープに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、着岸作業中、陸上クレーンのブームが岸壁から海側に振り出されていたため、後部マストが同クレーンのブーム下端に敷設されたワイヤーロープに衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 離着岸作業を行う際、陸上クレーンのブーム等を岸壁から海側に

	振り出しておかないこと。
--	--------------